社発第 T-716 号 平成 27 年 3 月 16 日

貸借取引参加者 代表者 殿

日本証券金融株式会社 取締役社長 小林 英三

「貸借値段の決定基準」等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年12月に、株式会社東京証券取引所より現物立会市場における呼値の単位の 適正化フェーズⅢの実施(平成27年9月24日)が発表されたほか、平成27年2月には株式 会社日本証券クリアリング機構より1円未満の数値をDVP清算値段に採用する制度改正(平成 27年10月13日予定)が発表されております。

つきましては、当社においても、フェーズⅢへの対応として貸借値段等について円未満を切り 捨てない値を採用することとし、下記のとおり貸借取引関連規程の改正を行うことといたしまし たので、ご通知申し上げます。

敬具

••• 別紙1

記

- 1.「貸借値段の決定基準」の一部改正
- 2.「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正 ・・・ 別紙 2 (改正内容)
 - ・ 貸借値段は、取引所における最終値段とする。
- 3. 実施日・・・ 平成27年10月13日 (予定)

以上

「貸借値段の決定基準」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新

- 1. 貸借値段は、貸付日の3日前の日(取引所 の休業日を除く。以下「申込日」という。) の取引所における普通取引の最終値段(気 配表示が行われているときは、当該最終気 配値段。以下同じ。)とする。
- 2. 申込日当日の取引所における最終値段がない銘柄については、申込日前日の貸借値段を当日の貸借値段とする。ただし、次の各号に定める場合においては、それぞれに定める計算方法により算出された額を当日の貸借値段とする。
 - (1) 申込日当日が当該銘柄の株式分割等に よる株式を受ける権利に係る権利落日(「貸 借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」別 表2(1)に定める期日をいう。以下同じ。) にあたるときは、前日の貸借値段から権利 処理価額を差し引いた額(取引所が定める 当該呼値の単位未満は切捨てる。)
 - (2) (現行どおり)
- 3. (現行どおり)

付 則

この改正規定は、平成 27 年 10 月 13 日から 実施する。 旧

- 1. 貸借値段は、貸付日の3日前の日(取引所の休業日を除く。以下「申込日」という。)の取引所における普通取引の最終値段(気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。)<u>について円未満を切</u>捨てた値とする。
- 2. 申込日当日の取引所における最終値段が ない銘柄については、申込日前日の貸借値 段を当日の貸借値段とする。ただし、次の 各号に定める場合においては、それぞれに 定める計算方法により算出された額を当日 の貸借値段とする。
 - (1) 申込日当日が当該銘柄の株式分割等に よる株式を受ける権利に係る権利落日(「貸 借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」別 表2(1)に定める期日をいう。以下同じ。) にあたるときは、前日の貸借値段から権利 処理価額を差し引いた額(取引所が定める 当該呼値の単位未満は切捨てる。円未満は 切捨てる。)
 - (2) (省略)
- 3. (省略)

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新 旧 12 前各項の規定にかかわらず、貸借取引融資担保 12 株券等および貸付株券等にかかる株式に株式分 割による株式を受ける権利または株式無償割当 (現行どおり) て(貸借取引を行っている株式と同一の種類の株 式が付与される場合に限る。) による株式を受け る権利が付与された場合(当該株式分割または株 式無償割当てにかかる割当日の翌日が、当該株式 分割または株式無償割当ての効力発生日である 場合に限る。)で、単位の整数倍の数の新株式が 割り当てられたときは、次の方法により処理する ものとする。 (1) (現行どおり) (省略) (1) (2) 権利落日の取引所における最終値段(気配 (2) 権利落日の取引所における最終値段(気配 表示が行われているときは、当該最終気配値 表示が行われているときは、当該最終気配値 段。)がない場合には、権利付売買最終日の 段。)がない場合には、権利付売買最終日の 貸借値段を当該新株式割当率に1を加えた数 貸借値段を当該新株式割当率に1を加えた数 で除した額(取引所が定める当該銘柄の呼値 で除した額(取引所が定める当該銘柄の呼値 の単位未満は切捨てる。) に調整し、権利落 の単位未満は切捨てる。円未満は切捨てる。) 日における貸借値段とする。 に調整し、権利落日における貸借値段とす る。 付 則

この改正規定は、平成 27 年 10 月 13 日から実施

する。